

令和 4 年

第 3 回（9 月）河合町議会定例会議案

令和 4 年 9 月 2 日

河 合 町

付 議 事 件

- 議案第 3 0 号 令和 4 年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第 3 1 号 令和 4 年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 3 2 号 令和 4 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 議案第 3 3 号 令和 4 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算について
- 議案第 3 4 号 令和 4 年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 3 5 号 令和 4 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について
- 議案第 3 6 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 河合町税条例等の一部改正について
- 議案第 3 8 号 河合町道路線の認定について
- 議案第 3 9 号 河合町道路線の認定について
- 承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度河合町一般会計補正予算)
- 認 定 第 1 号 令和 3 年度河合町一般会計歳入歳出決算認定について (別冊)
- 認 定 第 2 号 令和 3 年度河合町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(別冊)
- 認 定 第 3 号 令和 3 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について (別冊)
- 認 定 第 4 号 令和 3 年度河合町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について (別
冊)
- 認 定 第 5 号 令和 3 年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認
定について (別冊)
- 認 定 第 6 号 令和 3 年度河合町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (別冊
)
- 認 定 第 7 号 令和 3 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定につ
いて (別冊)

認 定 第 8 号 令和3年度河合町水道事業会計決算認定について（別冊）

承認第 1 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和 4 年 9 月 2 日

河合町長 清 原 和 人

専 決 処 分 書

令和 4 年度河合町一般会計補正予算（第 5 号）について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 8 月 1 8 日

河合町長 清 原 和 人

承認第 11 号

令和 4 年度

河合町一般会計補正予算

(第 5 号)

河 合 町

令和4年度河合町一般会計補正予算（第5号）

令和4年度河合町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 27,084千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,872,158千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年 8月18日 専決

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金		千円 3,003	千円 27,084	千円 30,087
	1 基金繰入金	3,003	27,084	30,087
歳 入 合 計		6,845,074	27,084	6,872,158

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 衛生費		千円 843,441	千円 27,084	千円 870,525
	2 清掃費	543,732	27,084	570,816
歳 出 合 計		6,845,074	27,084	6,872,158

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
19 繰入金	千円 3,003	千円 27,084	千円 30,087
歳入合計	6,845,074	27,084	6,872,158

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 衛生費	千円 843,441	千円 27,084	千円 870,525
歳 出 合 計	6,845,074	27,084	6,872,158

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 27,084
			27,084

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 3,003	千円 27,084	千円 30,087
計	3,003	27,084	30,087

節		説 明
区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	千円 27,084	財政調整基金繰入金 千円 27,084

1 9 款 繰入金

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	千円 386,784	千円 27,084	千円 413,868	千円	千円	千円	千円 27,084
計	543,732	27,084	570,816				27,084

節・細節		説	明
区 分	金 額		
11 役務費	千円 4,608	04 塵芥処理諸経費	千円 10,681
4 手数料	4,608	11 役務費	4,608
		手数料	4,608
12 委託料	19,783	12 委託料	5,923
		その他	5,923
5 その他	19,783	・可燃ごみ運搬及び処理	4,086
		・草・木運搬及び処理	1,144
		・可燃ごみ等積込作業	693
14 工事請負費	2,543	18 負担金、補助及び交付金	150
1 建設事業費	2,543	負担金	150
		・伊賀市環境保全負担金	150
18 負担金、補助及び交付金	150	07 清掃工場整備費	16,403
1 負担金	150	12 委託料	13,860
		その他	13,860
		・ごみピット内滞留水処理	13,860
		14 工事請負費	2,543
		建設事業費	2,543
		・火災に伴う緊急復旧工事	2,543

4 款 衛生費

議 案 第 3 0 号

令 和 4 年 度

河 合 町 一 般 会 計 補 正 予 算

(第 6 号)

河 合 町

令和4年度河合町一般会計補正予算（第6号）

令和4年度河合町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 575,890千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,448,048千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和 4年 9月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11 地方交付税		千円 2,354,000	千円 86,970	千円 2,440,970
	1 地方交付税	2,354,000	86,970	2,440,970
19 繰入金		30,087	△29,332	755
	1 基金繰入金	30,087	△30,087	0
	2 特別会計繰入金	0	755	755
20 繰越金		10,000	344,440	354,440
	1 繰越金	10,000	344,440	354,440
22 町債		265,500	173,812	439,312
	1 町債	265,500	173,812	439,312
歳 入 合 計		6,872,158	575,890	7,448,048

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,139,750	千円 398,270	千円 1,538,020
	1 総務管理費	989,234	398,270	1,387,504
7 土木費		597,341	177,620	774,961
	4 都市計画費	372,964	177,620	550,584
歳 出 合 計		6,872,158	575,890	7,448,048

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
旧第三小学校跡地等 利活用推進事業	令和4年度から令和5年度まで	千円 264,800
合 計		382,676

第3表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
9. 臨時財政 対策債	千円 105,000	普通貸借 又は 証券発行	年8%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。 但し、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	千円 82,712	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
10. 旧第三小学校 整備事業債	7,500				187,100			

2 追加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
11. 防災対策 事業債	千円 16,500	普通貸借 又は 証券発行	年8%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定による。 但し、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
合 計	439,312			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	2,354,000	86,970	2,440,970
19 繰入金	30,087	△29,332	755
20 繰越金	10,000	344,440	354,440
22 町債	265,500	173,812	439,312
歳 入 合 計	6,872,158	575,890	7,448,048

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費	千円 1, 139, 750	千円 398, 270	千円 1, 538, 020
7 土木費	597, 341	177, 620	774, 961
歳 出 合 計	6, 872, 158	575, 890	7, 448, 048

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円 16,500	千円	千円 381,770
	179,600		△1,980
	196,100		379,790

2 歳 入

(款) 1 1 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 地方交付税	千円 2,354,000	千円 86,970	千円 2,440,970
計	2,354,000	86,970	2,440,970

(款) 1 9 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	30,087	△30,087	0
計	30,087	△30,087	0

(款) 1 9 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

4 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	0	755	755
計	0	755	755

(款) 2 0 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	10,000	344,440	354,440
計	10,000	344,440	354,440

(款) 2 2 町債

(項) 1 町債

5 土木債	85,200	179,600	264,800
-------	--------	---------	---------

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	千円 86,970	普通交付税 千円 86,970

1 財政調整基金繰入金	△30,087	財政調整基金繰入金 △30,087

1 住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金	755	住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金 755

1 前年度繰越金	344,440	純繰越金 344,440

10 旧第三小学校整備事業債	179,600	旧第三小学校利活用整備事業 179,600
----------------	---------	-----------------------

1 1 款 地方交付税 1 9 款 繰入金 2 0 款 繰越金 2 2 款 町債

(款) 2 2 町債

(項) 1 町債

目	補正前の予算額	補正予算額	計
6 消防債	千円 0	千円 16,500	千円 16,500
11 臨時財政対策債	105,000	△22,288	82,712
計	265,500	173,812	439,312

節		説 明
区 分	金 額	
3 防災対策事業債	千円 16,500	防災対策事業 千円 16,500
1 臨時財政対策債	△22,288	臨時財政対策債 △22,288

2 2 款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 電子計算費	千円 96,755	千円 16,522	千円 113,277	千円	千円 16,500	千円	千円 22
12 財政調整基金費	2,039	381,748	383,787				381,748
計	989,234	398,270	1,387,504		16,500		381,770

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	63,604	177,620	241,224		179,600		△1,980
計	372,964	177,620	550,584		179,600		△1,980

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 16,522	05 自治体D X推進費	千円 16,522
5 その他	16,522	12 委託料	16,522
		その他	16,522
		・自治体基盤クラウドシステム導入	16,522
24 積立金	381,748	01 財政調整基金費	381,748
24 積立金	381,748	24 積立金	381,748
1 積立金	381,748	積立金	381,748

11 役務費	330	09 旧第三小学校跡地等利活用推進事業	177,620
4 手数料	330	11 役務費	330
		手数料	330
12 委託料	4,600	12 委託料	4,600
		設計監理委託	4,600
3 設計監理委託	4,600	・第1期工事施工監理業務委託	4,600
		14 工事請負費	168,000
14 工事請負費	168,000	建設事業費	168,000
1 建設事業費	168,000	・第1期工事	168,000
		16 公有財産購入費	4,690
16 公有財産購入費	4,690	土地購入費	4,690
2 土地購入費	4,690	・道路拡幅用地費	4,690

2 款 総務費 7 款 土木費

議 案 第 3 1 号

令 和 4 年 度

河合町国民健康保険特別会計補正予算

(第 1 号)

河 合 町

令和4年度河合町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度河合町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 12,224千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,026,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年 9月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰越金		千円 0	千円 12, 224	千円 12, 224
	1 繰越金	0	12, 224	12, 224
歳 入 合 計		2, 014, 000	12, 224	2, 026, 224

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費		千円 13,726	千円 12,224	千円 25,950
	1 総務管理費	11,596	12,224	23,820
歳 出 合 計		2,014,000	12,224	2,026,224

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰越金	千円 0	千円 12,224	千円 12,224
歳入合計	2,014,000	12,224	2,026,224

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 13,726	千円 12,224	千円 25,950
歳 出 合 計	2,014,000	12,224	2,026,224

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			12,224
			12,224

2 歳 入

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 12,224	千円 12,224
計	0	12,224	12,224

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	千円 12,224	前年度繰越金 千円 12,224

7 款 繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国民健康保 険財政調整 基金費	千円 68	千円 12,224	千円 12,292	千円	千円	千円	千円 12,224
計	11,596	12,224	23,820				12,224

節・細節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 12,224	01 国民健康保険財政調整基金費 12,224
1 積立金	12,224	24 積立金 12,224

1 款 総務費

議 案 第 3 2 号

令 和 4 年 度

河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第 1 号)

河 合 町

令和4年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度河合町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ755千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,255千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年 9月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰越金		千円 0	千円 755	千円 755
	1 繰越金	0	755	755
歳 入 合 計		1, 500	755	2, 255

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸支出金		千円 453	千円 755	千円 1,208
	1 繰出金	453	755	1,208
歳 出 合 計		1,500	755	2,255

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 繰越金	千円 0	千円 755	千円 755
歳 入 合 計	1,500	755	2,255

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
6 諸支出金	千円 453	千円 755	千円 1,208
歳 出 合 計	1,500	755	2,255

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			755
			755

2 歳 入

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 755	千円 755
計	0	755	755

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	千円 755	前年度繰越金 千円 755

4 款 繰越金

3 歳 出

(款) 6 諸支出金

(項) 1 繰出金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	千円 453	千円 755	千円 1,208	千円	千円	千円	千円 755
計	453	755	1,208				755

節・細節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 755	01 一般会計繰出金	千円 755
1 繰出金	755	27 繰出金 繰出金	755 755

6 款 諸支出金

議 案 第 3 3 号

令 和 4 年 度

河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算

(第 1 号)

河 合 町

令和4年度河合町水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度河合町の水洗便所改造資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年 9月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 2,900	千円 △2,100	千円 800
	1 繰入金	2,900	△2,100	800
3 繰越金		0	2,100	2,100
	1 繰越金	0	2,100	2,100
歳 入 合 計		3,600	0	3,600

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 下水道費		千円 3,600	千円 0	千円 3,600
	1 下水道整備費	3,600	0	3,600
歳 出 合 計		3,600	0	3,600

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金	千円 2,900	千円 △2,100	千円 800
3 繰越金	0	2,100	2,100
歳 入 合 計	3,600	0	3,600

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 下水道費	千円 3,600	千円 0	千円 3,600
歳 出 合 計	3,600	0	3,600

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円 △2,100	千円 2,100
		△2,100	2,100

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金	千円 2,900	千円 △2,100	千円 800
計	2,900	△2,100	800

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	0	2,100	2,100
計	0	2,100	2,100

節		説 明
区 分	金 額	
1 水洗便所改造資金 貸付基金繰入金	千円 △2,100	水洗便所改造資金貸付基金繰入金 千円 △2,100

1 前年度繰越金	2,100	純繰越金	2,100

1 款 繰入金 3 款 繰越金

3 歳 出

(款) 1 下水道費

(項) 1 下水道整備費

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 水洗便所改 造資金貸付 金	千円 3,600	千円 0	千円 3,600	千円	千円	千円 △2,100	千円 2,100
計	3,600	0	3,600			△2,100	2,100

節・細節		説 明
区 分	金 額	
	千円	財源補正 千円

1 款 下水道費

議 案 第 3 4 号

令 和 4 年 度

河 合 町 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算

(第 1 号)

河 合 町

令和4年度河合町介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和4年度河合町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,985,689千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年 9月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰入金		千円 334,504	千円 9,689	千円 344,193
	2 基金繰入金	50,000	9,689	59,689
歳 入 合 計		1,976,000	9,689	1,985,689

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
7 諸支出金		千円 969	千円 9,689	千円 10,658
	1 償還金及び還付加算金	969	9,689	10,658
歳 出 合 計		1,976,000	9,689	1,985,689

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 繰入金	千円 334,504	千円 9,689	千円 344,193
歳 入 合 計	1,976,000	9,689	1,985,689

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
7 諸支出金	千円 969	千円 9,689	千円 10,658
歳 出 合 計	1,976,000	9,689	1,985,689

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			9,689
			9,689

2 歳 入

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 50,000	千円 9,689	千円 59,689
計	50,000	9,689	59,689

節		説 明
区 分	金 額	
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 9,689	介護給付費準備基金繰入金 千円 9,689

7 款 繰入金

3 歳 出

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	千円 0	千円 9,689	千円 9,689	千円	千円	千円	千円 9,689
計	969	9,689	10,658				9,689

節・細節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金、利子及 び割引料	千円 9,689	01 償還金	千円 9,689
1 償還金	9,689	22 償還金、利子及び割引料 償還金	9,689 9,689

7 款 諸支出金

議 案 第 3 5 号

令 和 4 年 度

河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算

(第 1 号)

河 合 町

令和4年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）

令和4年度河合町の後期高齢者医療制度特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ433千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ471,433千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4年 9月 2日 提出

河合町長 清 原 和 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金		千円 0	千円 433	千円 433
	1 繰越金	0	433	433
歳 入 合 計		471, 000	433	471, 433

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		千円 467,031	千円 433	千円 467,464
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	467,031	433	467,464
歳 出 合 計		471,000	433	471,433

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

(歳 入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
5 繰越金	千円 0	千円 433	千円 433
歳 入 合 計	471,000	433	471,433

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	千円 467,031	千円 433	千円 467,464
歳 出 合 計	471,000	433	471,433

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円 433
			433

2 歳 入

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰越金	千円 0	千円 433	千円 433
計	0	433	433

節		説 明
区 分	金 額	
1 前年度繰越金	千円 433	前年度繰越金 千円 433

5 款 繰越金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	千円 467,031	千円 433	千円 467,464	千円	千円	千円	千円 433
計	467,031	433	467,464				433

節・細節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金、補助及 び交付金	千円 433	01 後期高齢者医療広域連合納付金 433
1 負担金	433	18 負担金、補助及び交付金 433 負担金 433

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第 36 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 9 月 2 日

河合町長 清 原 和 人

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月河合町条例第1号）の一部を次のように改める。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の

末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「当該非常勤職員がする」を「当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該

任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するとき」を「養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 37 号

河合町税条例等の一部改正について

河合町税条例等の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 9 月 2 日

河合町長 清 原 和 人

河合町税条例等の一部を改正する条例

(河合町税条例の一部改正)

第1条 河合町税条例（昭和29年4月河合村条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3第2項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第3項中「附記し」を「付記し」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を

加える。

- 2 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改め、「法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において」を削る。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第 26 条を削る。

（河合町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 河合町税条例の一部を改正する条例（令和 3 年 9 月河合町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち河合町税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 1 条中河合町税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項、第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項、第 36 条の 3 第 2 項及び第 3 項並びに第 53 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条（河合町税条例の一部を改正する条例の一部改正（令和 3 年 9 月河合町条例第 22

号)) の規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(2) 第 1 条中河合町税条例第 1 8 条の 4 第 1 項の改正規定、同条例第 7 3 条の 2 第 1 項（地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の改正規定及び同条例第 7 3 条の 3 第 1 項の改正規定並びに次条並びに附則第 4 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日

（納税証明書に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の河合町税条例第 1 8 条の 4 第 1 項（地方税法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 2 0 条の 1 0 の規定による証明書の交付について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の河合町税条例（以下新条例という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の河合町税条例（次項において「旧条例」という。）第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 0 3 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 2 0 3 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の河合町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の河合町税条例第 7 3 条の 2 第

1 項（地方税法第 3 8 2 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 3 8 2 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の河合町税条例第 7 3 条の 3 第 1 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 3 8 2 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

議案第 38 号

河合町道路線の認定について

河合町道路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 9 月 2 日

河合町長 清 原 和 人

認定路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
03036	穴闇 3 6 号線	大字穴闇 5 6 8 番 2 6 9 先	
		大字穴闇 5 6 8 番 3 0 2 先	



穴 闇

• 51.5

認定
穴闇36号線

• 55.9

山

Q

03036

59.6

終点

起点

51.6

53.8

1:1000

議案第 39 号

河合町道路線の認定について

河合町道路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 4 年 9 月 2 日

河合町長 清 原 和 人

認定路線

路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
02037	池部 3 7 号線	池部一丁目 2 0 9 番 1 0 先	
		池部一丁目 2 0 9 番 1 6 先	

穴 間

認定
池部37号線

起点

02037

終点

主要地方道天理・王寺線

三ッ池

三ッ池

池 部 一 丁 目

町立河合第一中学校

町立河合第一小学校

1:1000

テニ